**長野県告示第479号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

令和4年9月12日

長野県知事 阿部 守一

- 土砂災害警戒区域の名称  
有明荘1、有明荘2、有明荘3及び燕山荘ケーブル事務所
- 指定の区域  
安曇野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県安曇野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

**長野県告示第480号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

令和4年9月12日

長野県知事 阿部 守一

- 土砂災害特別警戒区域の名称  
有明荘1、有明荘2、有明荘3及び燕山荘ケーブル事務所
- 指定の区域  
安曇野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県安曇野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項  
別図に記載するとおり

砂防課

**長野県告示第481号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

令和4年9月12日

長野県知事 阿部 守一

- 土砂災害警戒区域の名称  
冷沢2
- 指定の区域  
安曇野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県安曇野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

**長野県告示第482号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

令和4年9月12日

長野県知事 阿部 守一

- 土砂災害特別警戒区域の名称  
冷沢2

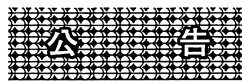
## 2 指定の区域

安曇野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県安曇野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

## 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課



## 公告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第14条の規定により、次のとおり行政書士に対する処分を行いました。

令和4年9月12日

長野県知事 阿部 守一

## 1 被処分者

## (1) 氏名

今井 栄

## (2) 行政書士名簿に登録されている事務所の所在地

佐久市猿久保448-8

## (3) 登録番号

第20151039号

## 2 処分年月日

令和4年9月6日

## 3 処分内容

令和4年9月12日から1月間の業務の停止

市町村課

## 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分を次のとおり行いました。

令和4年9月12日

長野県知事 阿部 守一

## 1 処分をした年月日

令和4年9月12日

## 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

株式会社郷原興業

松本市大字寿豊丘943番地1

百瀬 慎一郎

## 3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

## (1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業の全部

## (2) 期間

令和4年9月26日から令和4年9月28日までの3日間

## 4 処分の原因となった事実

株式会社郷原興業の代表取締役は、令和4年3月30日に松本簡易裁判所から廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に違反したとして罰金の略式命令を受け、その刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。